

## 令和8年度マイナンバーカード取得促進事業業務委託に係る企画提案仕様書

本事業は国及び県の予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 1 委託業務名

令和8年度マイナンバーカード取得促進事業

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年2月28日を超えないものとする。

### 3 事業目的

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、政府の方針として、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に促進することや、日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」を推進すること等が示されている。

こうした状況を踏まえ、依然として全国最下位の状況にある本県のマイナンバーカード保有枚数率の向上を図るため、大規模商業施設等での出張申請サポートや市町村と連携した各種施設での出張申請受付を実施する。

### 4 予算額

委託契約額の上限 50,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

※うち宣伝及び集客等に係る経費は5,000千円以内とすること。

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

### 5 業務概要

(1) マイナンバーカード出張申請受付キャンペーン

(2) 出張申請予約、相談受付専用コールセンターの設置

(3) 効率的かつ効果的な広報の実施及び効果測定

### 6 業務内容等

(1) マイナンバーカード出張申請受付キャンペーン

以下の実施会場にて出張申請受付を行うこと。（市町村職員が同行できない場合は、申請サポート方式を実施すること。）

ア 実施場所及び実施回数

(ア) 商業施設等（大規模商業施設、中規模商業施設、イベント会場等）

土日を中心に合計50か所以上（1か所当たり6時間以上）開催すること。

（実施場所の例）

- ・大規模商業施設（イオンモール沖縄ライカム、サンエーパルコシティ等）
- ・中規模商業施設（イオン名護、サンエー石川シティ、経塚シティ等）
- ・イベント会場

(イ) 各種施設（企業、学校、病院、公共施設、福祉施設等）

合計 100 か所以上で開催すること。また、離島市町村からは必ず要望を聞き取り、要望に応じて開催すること。

(実施場所の例)

- ・企業      ・学校      ・病院      ・自動車教習所      ・日本語学校
- ・公共施設（公民館、多目的施設、産業支援センター、自治会集会所等）
- ・福祉施設（障害者福祉施設、高齢者介護施設、保育所・認定こども園等）

(実施場所の選定方法)

実施場所の選定に当たっては、市町村や各施設からの要望を広く聞き取り、県と協議して決定すること。また、効果的な実施場所を開拓するなど、できる限り多くの県民が申請できる機会を創出すること。

## イ 実施方法

### (ア) 共通事項

- ① 市町村職員が同行可能な場合は、出張申請受付（申請時来庁方式）、市町村職員が同行できない場合は申請サポート（交付時来庁方式）を実施すること。
- ② 実施に必要な会場担当者及び市町村担当職員との調整、物品の準備及び会場等の設営（撤去を含む。）をすること。なお、市町村担当者の連絡先は、受託者決定後に県より共有する。
- ③ 会場設営においては、記載、本人確認、写真撮影等ができるスペース等を準備すること。写真撮影の方法や注意点、スペースやレイアウトに関しては、会場担当者及び市町村担当職員との調整を事前に行うこと。
- ④ マイナンバーカード交付申請書の記入支援を行うこと。
- ⑤ 各会場における申込件数の取りまとめを行うこと。
- ⑥ 申請サポート方式は、以下の項目を実施すること。
  - ・交付申請書貼付用の写真の撮影
  - ・印刷及び切抜き交付申請書への写真貼付
  - ・交付申請書の送付用封筒の交付（近隣の郵便ポスト等への案内含む）  
※申請書の様式や封筒等のデータは、マイナンバーカード総合サイトによりダウンロード可能
  - ・交付方法等についても説明を行う等、本事業で申請したカードを確実に受け取れるよう支援すること。
- ⑦ 更新についてもサポートを行うこと。
- ⑧ 申請サポートの実施に際しては、当日の申請受付に至らない場合でもマイナンバーカードの申請・更新の各種申請方法等について適切な情報提供を行う等、県内の保有枚数率向上に繋がる取組の実施に努めること。

### (イ) 商業施設等での出張申請受付等について

事前及び当日の効果的な周知広報の実施に加えて、のぼり旗やパーティーションの装飾、マイナちゃん着ぐるみ貸付（デジタル庁実施）の活用など、

会場自体が広報効果を持つよう工夫すること。

(ウ) 各種施設での出張申請受付等について

- ① 開催に当たっては、市町村や各種施設と連携し、事前の周知を徹底することで、事前予約に繋げる取組を実施すること。
- ② 各種施設の担当者と連携し、出張当日の受付時間を短縮する、平日に開催するなど、市町村職員の負担軽減に努めること。また、住民の方が多く集まることが見込まれる日程等（地域の行事等）の把握に努めること。
- ③ 実施施設の選定に当たっては市役所・町村役場への来庁が困難な方や、申請に係る説明や書類の記入に時間を要する方等、マイナンバーカードの交付申請に特に支援が必要な方が多く集まると見込まれる施設等を優先的に開拓すること。
- ④ 医療機関等の定期的に来院・来場する方が多い施設等では、一定期間出張申請受付ブースを設置する等、より多くの申請機会創出に繋がる取組の企画・実施に努めること。

(2) 出張申請予約、相談受付専用コールセンターの設置

電話での申請予約、県民・各施設・市町村からの問合せ対応等を一括で受け付けるコールセンターを設置し、誰でもよりスムーズに手続を行うことができる体制を整備すること。

(3) 効率的かつ効果的な広報の実施及び効果測定

ア 効率的かつ効果的な広報の実施

出張申請受付等の実施場所（商業施設、イベント会場、各種施設）に応じた効率的かつ効果的な手法（チラシ配布、HP掲載、SNS活用等）を組み合わせた広報を実施すること。なお、商業施設等で実施する際の事前広報では、実施予定の商業施設等の近隣市町村だけでなく県内全市町村へ出張申請受付等の実施について共有し、住民の方への周知広報について可能な限り協力を求めること。

出張申請受付等の実施が十分に周知されるよう、事前の周知広報期間を1月以上設けるよう努めること。

イ 効果測定

商業施設等においては来場者への簡易なアンケート、各種施設においては担当者への聞き取りにより、どの媒体を通して出張申請受付を実施していることを認知したか等広報効果の測定を行うこと。

(4) その他（自主提案等）

そのほか、マイナンバーカードの保有枚数率を高める効果的な提案があれば、当該業務を実施すること。※提案内容全ての実施を保証するものではない。

## 7 物品

(1) 受託者による準備物品

以下の物品等を必要数調達し、準備すること。

ア 共通事項

(ア) パーテーション・仕切り板・写真撮影時の背景用スタンド等

(イ) 感染症の予防及び防止拡大のための消毒用アルコール等の衛生用品

- (ウ) その他本業務の実施に必要な事務用品及び広報用物品等
- イ 申請のサポート方式（紙申請）
  - (ア) 写真撮影機（撮影した写真は、データとして保有せず、印刷後速やかに写真データを削除するなどの措置を講じることができるもの）
  - (イ) 写真印刷機
  - (ウ) 写真印刷用紙（交付申請書の貼付に適した品質のもの）
  - (エ) 写真切り抜き機（写真は縦4.5 cm, 横3.5 cm）
  - (オ) 交付申請書
  - (カ) 交付申請書用の送付用封筒
    - ※送付用封筒の宛先は「地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センター」とし、様式等については、同機構が開設しているWEBサイト「マイナンバーカード総合サイト」内のダウンロードページを参照のこと。
- ウ 申請のサポート方式（オンライン申請）
  - マイナンバーカードのオンライン申請に用いる情報機器類（パソコン等のインターネット通信に必要なネットワーク関連機器等）
- エ 出張申請受付方式
  - ウの物品に加え、市町村職員が本人確認書類のコピーを取るためのプリンタを用意すること。

## 8 情報セキュリティ

- (1) 情報機器類のセキュリティ対策について
  - ①パーテーション等を使用し、県民等による交付申請書の記入時やタブレット端末等への入力時の覗き見防止対策を講じること。
  - ②タブレット端末等は、受託者において手配する独自のインターネット回線により接続すること。
    - （有線及び無線を問わない。ただし、公衆無線 LAN 等の他のネットワークには接続しないこと。）
  - ③有線及び無線を問わず、記録媒体等の機器をタブレット端末等に接続できないように制限すること。
  - ④ウイルス対策ソフトのインストール及び定期的なウイルス定義ファイルの更新を行うこと。
  - ⑤パソコン等を利用した県民の情報（QRコードの読み取りにより表示された情報のほか、当該機器上で入力又は閲覧された全ての情報）等が他の利用者から閲覧・利用できないようにすること。特に、ブラウザのパスワード保存機能、過去の入力内容の表示機能や入力予測機能等の機能については全て無効化又は初期化しておくこと。
  - ⑥本業務終了後、情報機器については、写真や入力情報の復元ができないように適切な処理を講じること。
  - ⑦その他、使用者の不正使用防止対策を講じること。

## 9 連絡調整体制

- ①受託者は、本業務の実施責任者を明確にし、県との連絡・調整が速やかに行うことができる連絡・調整体制を構築すること。また、県と十分に協議を行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

- ②受託者は、全ての業務を統括して指揮監督する総括責任者及び実施場所ごとの現地管理者を選任し、県へ届け出ること。また、円滑に業務追行できる適切な人員数を配置し、業務実施体制を整えること。

## 10 教育及び研修の実施

- ①委託に当たっては、業務内容の理解、機器の取扱い等について習得するため、受託者においてサポート人員に対し、委託業務及びその周辺業務について研修を実施すること。
- ②研修内容については、研修マニュアル等を市町村に提供すること。

## 11 その他注意事項

- ①業務の実施に要する人件費、研修費、交通費等の一切の経費は、受託者が負担すること。
- ②業務の進捗状況については、県に適宜報告すること。
- ③本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合並びに本仕様書に変更が生じた場合は、委託者と受託者、双方協議するものとする。
- ④受託者は、個人情報保護体制を確立し、守秘義務の遵守と適切な管理体制を構築すること。本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、関連法令、各種ガイドライン、指針等、関係法令等を遵守して行うこと。業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。本業務が終了した後においても同様とする。
- ⑤委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託事業者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ⑥受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこと。
- ⑦業務の実施に当たっては、窓口開設先及び市町村と十分に連携すること。
- ⑧大規模商業施設や企業等に訪問しての申請サポートとなるため、新型コロナウイルス等感染症対策に万全を期すこと。
- ⑨受託者は、契約終了後であっても、業務の範囲内における県の間合せ等に応じること。
- ⑩受託者は、県から本契約の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を報告すること。

## 12 再委託の制限について

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### ○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務  
企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務  
履行に当たり特殊な技術能力等を必要とする業務

## 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

- (2) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、下記記載の「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

(その他、簡易な業務)

会場設営、当日の運営補助

資料の収集、整理

複写、印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

### 13 自社調達利益排除について

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

### 14 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施する。その他必要に応じて随時実施する。

### 15 実績報告書及び調査報告書の提出について

業務終了後速やかに、又は県が指示する期日までに、実績報告書となる成果報告書及び経費報告書を提出すること。

また、実績報告書等に関する主要な内容は、紙書面によるもののほか、電子データによる提出も併せて行うものとする。

### 16 著作権について

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県企画部市町村課に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

### 17 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県企画部市町村課と協議すること。